



NEWSLETTER

保育・子育て総合研究機構だより

2009.9.1発行 NO.11

社団法人全国私立保育園連盟 保育・子育て総合研究機構研究企画委員会

巻頭言

《「保育指針」を実現する保育園の条件》と 保育研究の展望

(1) 次々と輸入される“子ども理解”の“新しい形”

日本の保育研究（者）のスタンスは、ずっと世界の流行（諸説）を追いつけているように感じられます。

今から7～8年前、イタリアの「レッジョ・エミリア」に関する文献が紹介されると、またたくまにブームになり、さまざまな解説書やVTR付の紹介本まで出版され、そしてお決まりのパターンですが、ツアーを組んで“レッジョ詣”がなされることもしばしばありました。「レッジョ・エミリア」は、戦後まもない頃からの、街をあげての実践の賜物であるのに、この時期、一気に日本に押し寄せた感があります。

かと思えば、1990年代半ばに定められた、ニュージーランドのカリキュラム「テ・ファリキ」が紹介されると、「テ・ファリキ」ブームが訪れ、この2～3年、ニュージーランドへ視察に出向く保育園、幼稚園関係者が急増したといわれています。そして、当研究機構も2007年には、数回にわたって「テ・ファリキ」の研鑽を行い、セミナーを開催するまでに至りました。

しかし、私たちは「打ち上げ花火で終わらせない！」と、その後、「子どもの気持ちに寄り添う」手立てにさせていただくことを願って、DVD付の『ワークブック1』を制作し、「園内研修をしてみませんか?！」と提案しました。その後も大豆生田チームに研究を依頼して、園内研修そのものについて調査し、「知見」をいただき、前回、前々回のニューズレターに掲載しました。

「レッジョ・エミリア」と「テ・ファリキ」の両者に共通していえるのは、「子ども」を見る新しい視点で、多彩な方法によって子どもの振る舞いに「意味」を見出そうとしたり、「できないこと」に注目するのではなく、「有能さ」に目を向ける保育者（大人）のあり方に関する示唆と、とらえてよいと思います。

(2) 今、トレンドは「SICS」!?

そして、ここ1年くらいの間に、ベルギー産の「S

I C S」(保育の質の向上のための自己評価法)に話題が集まっています。生活の質に関係する「安心度」と、活動の質に関係する「夢中度」という概念で、保育を評価しようとするもので、当研究機構でも検討会が催されました。

これは、保育環境自体の質を評価するものではなく、子どもの姿が評価の対象になり、必然的に保育者の資質向上や環境改善に結びつくものとして高く評価されてよいと思われます。しかし、実際、当研究機構内の検討会でビデオを視聴しながら模擬評定を行いました。何人かの委員からは、評定が数値化されることや、うまくできない“負の経験”の評定法についても疑問が出されました。まだまだ、これから新しい解釈が登場したり、議論が深まることが期待されます。

(3) 保育研究には、『整理された多様な切り口』が必要

最近の保育研究は、海外の諸説を取り込むだけでなく、脳科学など周辺科学の成果を保育にいかそうとする傾向も見られます。本ニューズレター中の、藤森副委員長の《「保育指針」を実現する保育園の条件》は、まさにその類の調査研究で、前述した“子ども理解の手法”とは異なる画期的で興味深い切り口です。この調査研究には、直接、保育に携わらない建築関係者（藤森氏も1級建築士）が多くかかわっています。

時代そのものが大きく変わろうとしている今、異分野からの研究成果や次々に新しく登場する世界の諸説を一度大集合させ、相関性や相補性を整理して大々的に再構築するのを感じます。

とはいっても、保育は1つの文化です。そこに暮らす個々の保育者が自己変革に挑み、文化のつくり手である自覚をもって、日本固有の文化を背景に普遍性のある保育論を生み出し、海外諸国に輸出できることを目標にしたいものです。

(片山喜章●横浜市・もみの木台保育園園長)

(1) 今回の調査研究が実施された経緯

保育園の設置にあたっては、児童福祉施設最低基準にもとづき、必要な人員を配置し、設備を備えることとなっている。しかし、その基準は、昭和23年に制定されてから60年余りの間、改正が行われておらず、利用している乳幼児の生活や発達に適したものになっていないとの指摘がなされている。

一方、近年の行財政改革の中で、規制改革や地方分権の観点から、国の定めとしてきた保育園の施設基準を含めた設置基準を全国一律に国が行うのではなく、地方の裁量に任せるべき、地方に移譲すべきとの議論も出てきている。

こうした背景をふまえ、(社)全国社会福祉協議会に調査研究委員会(委員長／定行まり子●日本女子大学教授・一級建築士)を設置し、保育園という場が乳幼児の生命・安全の保持や心身の健全な発達を保障する場としての観点から、どのような環境が望ましいのかを考察することを目的に、調査研究を実施した(「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書」2008年)。

(2) 研究の視点

幼稚園には「幼稚園整備指針」という整備にあたってのガイドラインがあるが、保育園には最低基準は示されているものの、このようなガイドラインがないのが現状である。しかし、多くの保育園では、0～6歳までの子どもを11時間以上も保育しており、1日の大半を過ごす場所として、また、そこでは養護と教育の一体提供としての保育、食事や睡眠、排泄等、さまざまな営みが行われている。

そこで、保育室を、子どもの活動と保育内容に必要な環境・空間として、面積に加え、環境の質で規定していくことが必要ではないかと考え、検討することにした。その際、

- ① 現行の構造基準による設備の基準(数値基準)ではなく、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準(定性的基準)について検討を行うこと。
- ② 近年増加している低年齢児や障がい児など、と

くにきめ細やかな配慮や対応を要する児童の増加を踏まえ、居室、園庭、遊具等の物的環境のあり方を検討するなど、保育園が備えるべき機能に着目し、検討を行うこと。

- ③ 保育所保育指針に沿った保育を行ううえで必要となる環境を考察することで、望ましい環境はどうあるべきか。
 - ④ 子どもの権利を守るためには、どのような環境を用意すべきか。
- を考えてみた。

しかし、空間における子どもへの影響を調査研究するためには、かなりの歳月が必要である。それは、保育園の保育は、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うための施設であるからである。

そこで、望ましい未来をつくりだすために、現在をよりよく生きるために、どのような保育が必要であるかということは、平成20年に改定された保育所保育指針によることとし、その内容を行うためにはどのような空間が必要であるかを、すべての項目において、まず検討することにした。

(3) 保育所保育指針に基づく保育の提供のために必要な機能の整理

この検討は、とても面白いものとなった。それは、保育所保育指針についての解説書は、その内容についてより詳しく書いたものであるが、じつは、この内容を行うための空間には、ほとんど触れられていないからである。いくら、素晴らしいことを行うように、保育に必要なことを提案しても、それを保障する環境が整っていなければ、行うことは困難なのである。しかも、その環境の中で、人という環境、教具などの物の環境、その場で行われる出来事という環境でさえ、ある空間への配慮が必要になるのである。

しかし、このような環境における最低基準を定めることはあまり意味がないことになるのである。というのは、そのような活動をすべて可能にするためには、その活動の中での最高基準を用意しなければならないからである。

最低基準を定めることは、あらゆる子どもの活動に

において、最も面積を必要としない、最も狭い空間で行われることしか保障しないことになるのである。すなわち、子どもは動かず、じっと保育者の話を聞くというスペースを用意することになってしまうのである。

だが、それでも成り立っていたのは、子ども集団がそこに存在しているからである。たとえば、1人当たり1㎡と決めても、10人いれば10㎡の空間が用意されるからである。

しかし、最近は認可外の保育室も多く存在し、少人数での保育も可能になった今、集団規模による空間の広さも検討すべきかもしれない。事実、海外では、保育室は $10\text{㎡} + 1\text{㎡} \times \text{人数}$ としているところもある。

(4) 研究の手法

保育園における生活行為は、遊び、食事、睡眠という大きな流れに、着替えや排泄などの付随的な行為が加わってくる。そこで、まず、保育園の1日の生活の流れの中で、それぞれの行為がどのような場所で、どのように行われているかを、0歳児、1・2歳児、3歳以上児に分けて検討してみた。

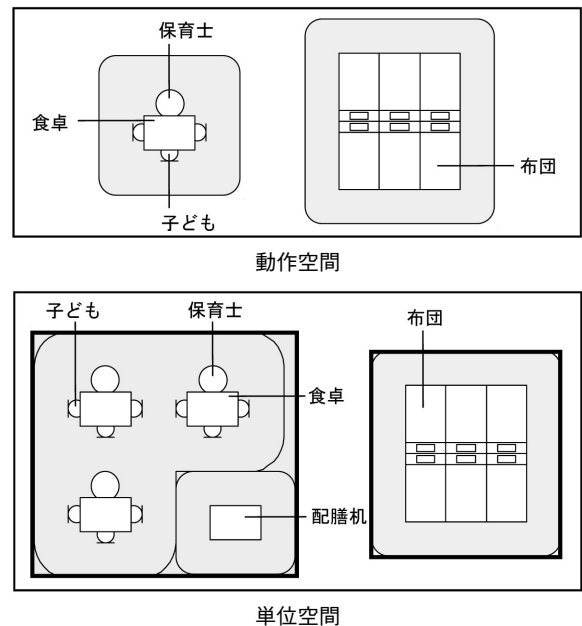
その中で、時間的推移と領域的違いについて実際に調査した結果を見ると、食事、睡眠、遊びの行為の切り替えが課題であるということがわかった。

- ① 食事を食事室でとる場合
 - ② 食事室を設置していないが、食事と睡眠が別の部屋の場合
 - ③ 食事と睡眠を同じ場所で行っている場合
- を調査してみると、この関係が、意外と保育内容や遊びコーナーに影響している。

そして、食事室を設置することで保育内容に影響しているものは、食について学ぶミニキッチンの設置について、有意差が見られた。

しかし、食事室の有無よりも、食事と睡眠の場が別であるかどうかのほうに影響している。とくに、最近問題になっている「保育園で睡眠をするか、しないか」では、「睡眠をしない子どもがすごせる場所がある」について大きく影響していた。

また、保育室に常時設置されている遊びコーナーの中で、ままごとコーナー、絵本コーナーなどは割とどんな条件の中でも比較的設置しやすいコーナーであるが、造形コーナーやブロックコーナーなどは、食事室があることや食事と睡眠の場を分けることが影響して



いた。

それは、分けることで、保育室内に空間的な余裕ができて、その結果、子どもたちが常時、造形遊びやブロック遊びができる空間ができるようである。

(5) 研究結果報告の概要

保育は、広くいえば、すべて子どもの生活であるが、その1日の中で多くの時間を占めるのが、「食事」と「睡眠」を中心とした基本的な生活であり、それらの活動が支障なく営まれる面積の算定が、保育に必要とされる最低基準である数値なのではないかという考えにいたった。

というのも、このような活動における必要な空間の広さはある程度特定できるからである。また、これらの活動を保障するための空間を用意することが、結果的に保育の質を高めていることになるということが調査でわかったからである。

そこで、「食事」と「睡眠」それぞれの行為に使われる動作空間を計測することによって、保育室に必要とされる単位空間について検討することにした。

動作空間とは、特定の生活や遊びの行為に関して、子どもや保育士が無理なく動くために必要とする面積のことで、ここには、その行為に必要な家具や道具を置くための空間も含むものである。

また、単位空間とは、その動作空間が単独で、または複合して構成される空間のことであり、保育の中でまとまった生活行為を可能にする空間のことである。

それぞれの必要な空間の、とくに発達過程の観点から乳児期と幼児期に分けて、保育に必要な面積について考察することにした。

その結果、2歳未満児の保育のために必要な単位空間は、4.11㎡/人以上が必要であることがわかった。また、2歳以上児の保育のために必要な単位空間は、2.43㎡/人以上が必要であることがわかった。

(6) 保育関係者・研究者のこれからの課題

今まで日本では、保育形態は、一斉に何かを教える、一斉に何かをやらせることが中心であった。しかし、学校教育を含めて、そのような形態で保育、学習をしている国は数か国になってしまっている。

これからは、子ども自ら環境に働きかけ、その環境との相互作用によって発達していくということが重要になっていく。また、子どもの人的環境として、子どもどうしの関係が重要になっていくであろう。

そのように、保育の仕方、教育のやり方が変わっていくためには、その環境を変えていかなければならない。子どもにとって、情緒が安定し、また、いきいきと活動できるような環境をあらためて考えていくことが、カリキュラムの見直しや保育者養成と同時に行われていかなければならないであろう。

そして、子どもが現在をよりよく生きるためには、その活動の場である空間が必要になってくるし、その検討が重要な課題になってくるであろう。

(藤森平司●東京・新宿せいが保育園園長)

*追記

「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書」では、子どもと保護者等へ保育所の機能を提供するために必要な空間・環境の指標を「ガイドライン」としてまとめ、ガイドラインを現場で活用するための参考事例集を示している。

このガイドラインは、保育所を設計する建築士等づくり手はもとより、保育所の事業者および現場で保育を担う保育士等を対象として、保育の質を高めるために作成され、その視点は主に次の3点としている。

- ① 建築士等が、保育所を設計する際に、保育の基本的あり方と保育所が提供する機能を理解するとともに、当該機能を果たすために必要な環境・空間について知識を得て、設計にいかすための指標。

- ② 保育所の事業者および保育士などの現場職員が、保育所が提供する機能を理解し、保育の実施にあたって、さまざまな空間の設定を行う際の設定方法について知識を得て、いかすための指標。

- ③ 自治体、建築設計者、保育事業者、および保育士等現場職員が、保育所が提供する機能を理解し、保育所の新築、改築、建て替え等の際に、お互いに共通認識をもち、保育方針と合わせた保育所のデザインを行うためのコミュニケーションツールとしての指標。

▶研究結果の概要 (PDF ファイル) より

<http://www.shakyo.or.jp/research/O9kinoukenkyu.html>

編集後記

◎子どもの生活を主体とした必要な“広さ”は、今後の保育施策にどう反映されるのか

私たちが「最低基準」というとき、果たして、そこに“望ましい最低基準”という感覚をもち合わせていたでしょうか。計算して示された数字(面積)を遵守することに努力しても、数字の意味を吟味する習慣はなかったように思います。

今回、藤森副委員長が深くかかわって調査研究された報告は、ひじょうに興味深く、子どもの生活を主体としたうえで、必要な“広さ”を導き出す試みは、まさに「子どもの最善の利益」を追求した基本的な姿勢だと思われます。そして、最低基準は面積であると同時に、「保育指針」に準拠した保育をすすめる保育のスタイルやあり方をも指し示す一大改革であると思われます。

しかし、現実的には、2歳未満児が4.11㎡/人となれば、園によっては、急遽、増築したり、定員減しなければ、違反する実態もつくりだされることになります。この研究成果は、今後の保育施策にどのように反映されるのか、今、あらたな保育制度改革を検討しているさなか、こちらにも目を向けていただきたいものです。

(片山喜章●横浜市・もみの木台保育園園長)

◆問合せ

社団法人全国私立保育園連盟
保育・子育て総合研究機構研究企画委員会
〒111-0051 東京都台東区蔵前4-11-10
TEL 03-3865-3880 / FAX 03-3865-3879
URL <http://www.zenshihoren.or.jp>
E-mail ans@zenshihoren.or.jp